

令和2年度木造住宅耐震化推進補助事業について

～木造住宅の耐震改修工事を支援します～

常陸大宮市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅の耐震診断および耐震改修計画・改修工事の費用を補助します。

○募集概要

番号	対象事業	事業内容・補助額等	募集戸数	募集期間
①	耐震診断	耐震診断士の派遣 (自己負担額2,000円)	2戸(先着順)	令和2年6月1日(月)～ 令和2年9月18日(金) 午前8時30分～午後5時00分
②	耐震改修計画	耐震計画策定に要する費用の2/3の額 (上限100,000円)	2戸(先着順)	
③	耐震改修工事	耐震改修工事費の23%の額 (上限300,000円)	2戸(先着順)	

※募集期間は、土・日曜日、祝日を除く。

○対象住宅

①木造住宅耐震診断士の派遣

市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む)
- ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30m²以上のもの
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法および枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの

②耐震改修計画の策定

上記①の条件に加え、以下の要件すべてに該当するもの

- ・耐震診断における上部構造評点が1.0未満であること
- ・精密診断法により診断し、その耐震性を向上させるために作成する改修計画であること

③耐震改修工事

上記①、②の条件に加え、以下の要件に該当するもの

- ・上記②の耐震改修計画に基づき耐震改修工事をおこなうもの

※詳しくは下記に問い合わせてくださいか、ホームページをご覧ください。

○申込資格

- ・上記の対象となる所有者および世帯員が市税等を滞納していないこと
- ・耐震改修工事を行う場合、市内に本店、支店または営業所を有する建設業者が施工すること

○申込み方法

所定の申込書に必要書類を添付し、本庁都市計画課に提出してください。

問 本庁 都市計画課 住宅・營繕G ☎52-1111 内線254

募 集

令和2年度(上半期)スポーツ教室等の中止について

4月10日号に掲載しましたスポーツクラブひたまる25主催の令和2年度(上半期)スポーツ教室等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止することに決定しました。

楽しみにしていただいた皆様には申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

問 スポーツクラブひたまる25 ☎55-9666